

# 令和8年4月

## 江戸川区に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します

### 自閉症・情緒障害特別支援学級の概要

自閉症・情緒障害特別支援学級とは、知的発達に遅れがなく、自閉スペクトラム症や情緒障害（選択性かん黙等）があり、特別支援教室による巡回指導では課題の改善が難しい児童のために、少人数（1学級8人）で指導する学級です。

学年相応の教科学習を行いながら、児童の特性や発達の程度等に応じて基本的な生活習慣を確立し、自立して生活する能力を育むこと、コミュニケーションの能力を高めること、社会性を身に付けることを自立活動の時間として関連させて指導していきます。

### 江戸川区の自閉症・情緒障害特別支援学級設置校

区内に初めて小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します。

#### 令和8年4月開設 篠崎第四小学校（江戸川区篠崎町 8-12-8）

- ① 学級編制      2学級（1学級あたり8人）
- ② 通学区域      江戸川区全域

### 対象となる児童

次に掲げる基準のすべてに該当する児童

- （1）知的発達の遅滞がなく、次のいずれかに該当する児童
    - ① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの
    - ② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの
  - （2）江戸川区立小学校に在籍していること
  - （3）江戸川区立学校の特別支援教室における巡回指導をすでに1年間受けており、巡回指導では課題の改善が困難であること
  - （4）当該学年の学習内容を習得する能力があること
  - （5）在籍校に継続して登校していること
- ただし、自閉スペクトラム症又は情緒障害（選択性かん黙等）が主な要因により登校が困難な場合は対象となり得る。

- ア 注意欠陥多動性障害、学習障害は特別支援教室における指導の対象です。
- イ 自閉症があり多動とみなされる行動がみられる場合も、アと同様に特別支援教室の指導対象です。
- ウ 令和8年度に新1年生になる児童は除きます。
- エ 学年の段階的な受け入れのため、令和8年度に6年生になる児童は除きます。
- オ 年度途中の転学は行いません。

お問い合わせ：江戸川区 教育委員会事務局 学務課 相談係

電話 03-5662-1627 平日 午前8時30分から17時00分まで